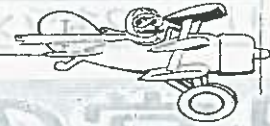


生命保険見直し術

「生命保険による相続財産の圧縮」



稲穂も垂れる季節となりましたが、皆様いかが御過ごでしょうか？
 生命保険による相続対策というと被相続人を被保険者とした死亡保険金による相続税の納税資金準備がオーソドックスですが、相続人を被保険者として相続財産の評価を下げる方法もあります。今回はこの相続税法26条「生命保険契約の権利の評価」を使った相続対策について触れてみたいと思います。

「生命保険契約に関する権利の評価」とは・・・

相続発生時点で保険事故(保険金を支払うべき事由)が発生していない生命保険契約は、下記の算式で相続財産として評価されます。

- 保険料が一時払いの場合・・・既払込保険料全額
- 保険料が分割払いの場合・・・既払込保険料×70%－保険金額×2%

つまり、保険料分割払いの場合、それまでに支払った保険料の全額が相続財産として評価されるわけではないのです。

ケーススタディ



【ご契約例】

加入する保険＝災害死亡特約付無配当終身保険
 保険契約者・保険金受取人＝ご主人(被相続人) 55歳
 被保険者＝奥様(相続人) 50歳
 保険金額＝10000万円(普通死亡5000万円、災害死亡5000万円)
 保険料払込方法＝年払い・60歳終了
 年間保険料＝3,076,350円

【シミュレーション】

	ご契約から5年後 に相続発生の場合	ご契約から10年後 に相続発生の場合	ご契約から15年後 に相続発生の場合	ご契約から20年後 に相続発生の場合
・払込保険料累計額	15,381,750円	30,763,500円	30,763,500円	30,763,500円
・相続税評価額(A)	8,767,225円	19,534,450円	19,534,450円	19,534,450円
・評価上の軽減額	6,614,525円	11,229,050円	11,229,050円	11,229,050円
・解約返戻金(B)	13,964,150円	30,505,000円	33,101,350円	35,813,500円
・相続税評価額(A)と 解約返戻金(B)との差額	5,196,925円	10,970,550円	13,566,900円	16,279,050円
・払込保険料累計額に 対する導入効果割合	33.8%	35.7%	44.1%	52.9%

この生命保険を活用することにより、20年後(ご主人75歳)の時点で払込保険料に対し52.9%の導入効果があります。このプランはご主人様の健康状態を問わず、また配偶者の税額軽減措置のない奥様の2次相続対策にもなります。保険のことはお気軽に当事務所までご相談ください。



担当 渋谷 洋子